

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情2第15号の2	受理年月日	令和2年6月9日
陳 情 者	[Redacted]		
件 名	DV事案、児童虐待事案などに関連する警察、児童相談所、こども家庭支援センターなどに関係する問題を社会問題として捉えることを求めることや児童虐待防止法の再度の改正と警察への指導を求める意見書を国や東京都へ送付を求める陳情		

【陳情の趣旨】

はじめに、お断りさせていただきますが、私は大田区民です。本来であれば、大田区議会へ陳情を上げるべきところですが、残念ながら大田区議会は、平成17年に個人情報保護法が施行されてから、15年も経過しているにも関わらず、いまだに請願・陳情提出者の氏名が必ず公表されてしまいます。

そのため、個人情報保護をきちんと守っていただける目黒区議会に、この陳情をださせていただいております。

DVの通報などがあれば、警察が動くこともあり、こどもをDV問題を起こした夫婦のどちらに預けるかなどに警察が判断をすることがあります。DV問題、児童虐待問題にも児童相談所とともに警察にも判断が求められています。

議員の先生方、目黒区議会のホームページでこの文章を読んでいる方には、長文で大変もうしわけありませんが、身近でDVを体験された方からの話を聞くなどはあまりないと思いますので、どのような経緯やどのようなことがあったのか、DVや児童虐待を起こしている家庭で、モラハラがあり、夫婦の一方が支配的な力を持っていることを私の実例として知っていただきたい。

過去に起きた、こどもが亡くなるようなひどい児童虐待事案は、テレビや新聞の報道である程度みなさんも知っていることでしょう。それらの報道を見ても、主たる児童虐待の加害者が、夫婦関係で上位の位置にいて、一方を従わせているというのは、なんとなく知っているのではと思います。しかしながら、それは死亡事案を起こすような家庭のみで発生しているのではなく、私のような家庭でも起きていることです。

DVや児童虐待の問題を社会として解決しようとするのであれば、現状のような家庭には入らないという法律の仕組みを変える必要があると思います。すべての家庭に入り込むというのではなく、DVや児童虐待の通報などで、認知した家庭については、民間のカウンセラーや更生プログラムなどである程度関わって

き、家庭の支配的立場の側から支配されているような立場の人の声を聞き、客観的な立場で、支配的立場の側に指導、アドバイスなどできることをすることで、モラハラの状態を改善することで、結果的にDV、児童虐待事案の悪化を防ぎ、児童の安全を社会で守るという仕組みに変えてほしい。家庭に介入しないという仕組みのままでは、児童虐待案件を減らすことにはなかなかつながっていかないと思います。

TV番組のとくダネで2015年ごろに放送された内容は、妻から夫へのDV被害の実例を複数件取り上げております。その内容を文字起こししたものを読んでいただき、DV問題と児童虐待、警察の対応の問題についてご理解いただきたいと思います。

この番組内容は、現在もYouTubeで見ることができますので、映像で確認をしてみてください。

この陳情を確認されたメディア関連のみなさまにおかれましては、改正児童虐待防止法が、本年に施行されておりますが、まだまだ十分な法律になっているとは思えません。この陳情の内容などとともに、警察や児童相談所やDV被害者と関わる団体などにしっかりと取材をしていただき、警察の逆男女差別的な扱いの問題、現在の人的資源が乏しい児童相談所やこども家庭支援センターなどでは精神的な児童虐待に対して、十分なケアができていない問題などを取り上げていただき、社会問題として問題提起していただきたく思います。

私の実例

私は、結婚してから長女と次女が誕生しました。

長女が生まれた前後くらいから、妻からの強い言葉での暴力に近いものがはじまったように思います。当初はそれほどのことではありませんでした。それ以来、ずっと暴言などのDVと身体的なDVが最近まで続いています。

次女が、お腹に入ってある程度経過してからは、そういった言葉の暴力が、ひどくなってきました。私は、こどもが好きで、2人目が生まれることもとてもうれしく思っていました。

しかしながら、妻からの暴言などがあまりにひどく、次女が生まれる前に、2人目ができたことを後悔するくらいの気持ちを持つほどでした。

2人目がうまれてからも、言葉の暴力は続き、殴ったり蹴ったりという実際の暴力も伴って受けてきました。

ほとんどは、怪我をするような暴力ではないのですが、ときどきあざが出来たりということもありました。そして、流血するようなこともありました。

何度か、お互いの両親をまじえた家族会議をしたのですが、妻側の両親は、妻が暴力することをやめさせたり謝るということをせず、逆に妻の思うような家事

の手伝いやなにかをしなことが、暴力の原因だろう、あなたが悪いと暴力を正当化するのです。

こちらが、カウンセラーに通ったり、精神科で精神安定剤を処方してもらってほしいと言っても、「私を病人扱いされた」と逆ギレされる状況。

家事のことで、たとえば、食器を洗わないと怒られ、翌日に食器を洗っていると洗うのが遅いなどと怒られるという理不尽な思いをいつもしていました。やらないと怒られやっても怒られというようなことが、いろいろなところであったのです。

食器洗いで、ちょっと10秒とか20秒水が出たままになっていたり、電気を消し忘れたなどで責められたので、買った食材（例 4連のハムを1つも使うことなく）を賞味期限まで一切使わずに賞味期限が切れたからと丸々捨てるなどの無駄をしているじゃないかと逆に指摘すると、「料理が苦手なのに料理頑張っているのだから文句を言うな」などと自分のことは指摘されると逆ギレする。

このようなモラハラをいつも受けていた。

我が家でのモラハラの例を上げると、共働きなのだが、私は給料から毎月定額を家計費として妻に渡しているが、妻が給料から家計費にいくらをいれているかを聞いても教えてもらえていない。結婚して9年経過しているがいまだに家計費の把握すらできない。

家は、妻が独身時代に購入した自宅なのだが、家計費の貯金から相談もなしに繰り上げ返済を行い家計費の貯金をすべて使ったとしばらく経ってから（正確にはいつ繰り上げ返済をしたのかすら聞かされていない）、家計の貯金を聞いたときにはじめて告知された。

2018年1月2日に子どもたちを私の両親（実家まで車で5分位）に正月の挨拶で連れていきたいと言ったが、普段、勉強をさせることもほとんどないのに、子供達に勉強しなさいと言って、正月の挨拶に連れて行かせてもらえなかった。

2019年の正月には、大晦日から妻の実家の別荘へ妻の親と子供達を連れて行くと言われ、私は一緒に行くかどうか聞かれることもなくおいていかれ、元日には初詣に行くから帰ってきてとLINEで連絡しても帰らず、いつ帰ってくるのかを連日聞いても帰ってくる日すら返事をもらえないで、1月5日に帰ってきて、私は年末年始に子供達と過ごすこともできなかった。

このように、DV被害を受けている家庭では、DV加害者が家庭内での支配者であり、被害者側は、正論の反論すら許されないような環境にある場合がある。私も、2019年に警察に通報するまで、何年もの間、DV被害を我慢し続けていた。子どもたちにも怒鳴るなどの精神的な児童虐待はずっとあったが、2018年ごろまでそのことが「児童虐待」にあたるとは認識もしてなかったが、蹴ったり叩いたりという「児童虐待」に当たることになったことで子供達が自分と同じようにあざが出来たり怪我をしたりということが想定されて、専門家に相

談をしてようやく通報に至ったのです。本当はもっと前に通報しやすい社会であればと思います。

言葉の暴力は、私だけに向くのではなく、保育園に通っている当時の小さい娘達にもおもちゃを片付けないとか食事を食べるのが遅いなどなどいろいろなことに対して、ものすごい怒鳴り方で、子供達を叱るのです。子供達にも精神的な児童虐待をして、支配しようとするのです。頻繁にこどもたちが、「ママごめんなさい」と泣かされていました。おもちゃを片付けないというのが、同じように片付かかれていなくても、妻の気分で、怒る日があったり怒らなかったりという状況です。

特別にちらかしたときに怒るということではないのです。小学生になった今もそういうことがありました。

2018年に、次女を妻が蹴って、次女が私のところにママに蹴られたと泣いて来ました。そこから私の悩みが、増えました。いままでは私に対しての暴力だったが、こどもたちにまでなったかどうしようかとなりました。2019年にも、次女を叩く、蹴るというのを今度は目の前で見ました。

そのようなことがあり、東京ウィメンズプラザのDV相談電話や大田区のDV相談に連絡して、本来女性DV相談だけど例外的に面談をしていただきました。

両方から、警察に相談したほうが良いとアドバイスを受けました。ただ、やはり警察への相談というのは、勇気がいることで、すぐに相談はできませんでした。

その後、子供の前でもものすごい蹴り方で、車の助手席を蹴るということをこどもの目の前でしたため、こどもがとても怯えていて、もう警察に相談するしか無いという判断で相談しました。

警察から、児童相談所へ通報されて、妻も警察と児童相談所で事情聴取などをされたということになりました。そのことがあり、それまで毎日のようにあった私への言葉の暴力は、90%減くらいというくらいで激減しました。

ただ、私への暴言は激減はしましたが、ゼロにはなっていませんでした。こどもたちへの怒り方も、頻度やひどさはだいぶ抑えられましたが、ゼロにはなっていませんでした。

2020年4月に、私が薬を飲んで飲み残した、水道水が入ったコップをテーブルに残したまま2階の寝室へあがってしばらくして、1階で妻が怒鳴っていて、次女が寝室まで来て、コップをこぼしたからママが怒っているから下にきてと言われました。

下におりると妻が怒っていて、コップを片付けて、こぼれた水を拭いていましたが、腕を掴んだりして暴力をふるってきたので、「暴力をやめろ」と何度も言いましたがやめず、部屋を逃げ回ったが追いかけられ、暴力をふるわれ続けました。

コップの水がこぼれたことだけで、逆上し、暴力を振るうというようなことをされるのです。

過去に、あざができたり、流血したときも、たいしたことではないことで暴力を振るわれました。

過去の流血した事案では、きっかけは、保育園に車で送っていくときに、こどものチャイルドシートのシートベルトをまだしていないから、車を出さないよと言ったことで、早く車を出せと激怒されて、運転席から引きずり出されて暴力を振るわれ流血しました。

話をもどして、警察を呼ぶと言ってガラケーで電話をしようとしたのですが、ガラケーを折られました。そのため、近所に聞こえるような大声で、警察を呼んでくださいと叫びました。

逃げて移動した玄関では転ばされたり、女に負けてくやしくないのかなどと挑発されましたが、私は、過去にも一切反撃はしたことはありませんし、今回もしておりません。

一方的に暴力を振るわれました。

この一連のことを娘たちが見て怯えておりました。

目黒区議会のホームページでこの文章を読んでいる、一般の多くの方は知らないと思いますが、子供達の前で、ケンカをしたりすることも「面前DV」という児童虐待なのです。

お子様をお持ちの方で、「面前DV」をしていないでしょうか。私も悩んでDVについていろいろ調べるまで、「面前DV」を知りませんでした。子供達のために「面前DV」はやめましょう。

その後、2階に上がって別のスマホから警察に電話を掛けている間に、妻は子供達を連れて、妻の実家の方へ逃げていきました。

警察に事情を説明して、警察署で事情聴取をされました。

その間に、妻も警察署へ来ていて別室で事情聴取されたようでした。

警察のこの事情聴取も、私が終わるよりも前に、暴力をふるった妻の事情聴取は、先に終わって帰されたということでした。暴力をふるったほうが、被害者よりも先に帰されるというのは、あまり腑に落ちません。

その後、私は、妻に子どもに会わせるようにとか、暴力をふるったことについて、頭を下げて謝るようになどLINEや手紙で送っていますが、2ヶ月以上経過した今現在も、謝罪すら受けていません。子供達にも会わせるように、何度も伝えていますが、子供達とも2回しか会えておりません。

現在の日本の法律では、妻が子供達を連れて行ってしまうと裁判などをしなくては、私が子どもに会うこともできないのです。児童虐待を繰り返しているのは、私ではなく妻であるのにです。

警察の対応について、おかしいと思うことがあり、田園調布警察署長宛に質問

状を提出しまして、書面での回答を求めましたが、書面で回答できないということ電話にて回答を口頭で聞きました。

質問状の一部の質問、回答を掲載します。

1 2019年のときに、妻の行為を放置するとあなたも加害者になる、共犯になるというようなことを言われていたので、警察を呼んだのですが、このようなことで警察を使うなというようなニュアンスのことを女性警察官の生活安全相談係、担当者から言われました。

今後同様なことが、起きたときに、警察を呼ぶことは、いけないことなのでしょうか？児童虐待を放置するという判断が警察の判断でよろしいでしょうか？

警察の回答

警察をよぶことは問題ありません。

2 コップなど、テーブルの上のものを片付けないという行為は、どのような法的違反行為などでしょうか？暴行はどのような法的違反行為でしょうか？警察署としての判断は、どちらの行為がより罪が重いでしょうか？

警察の回答

片付けないというのは法律違反ではない。暴行は暴行罪です。

罪が重いのは暴行罪のほうです。

3 私は、離婚をする意思は一切ないと2019年のときも今回も意思表示しておりますが、田園調布警察の女性警察官の生活安全相談係、担当者からは、「離婚しなさい」という指示のような言い方をされます。

これは、田園調布警察署としての意思ですか？また、どういう権限、法的根拠で、「離婚しなさい」と指示するのでしょうか？ご回答ください。

警察の回答

警察には権限も法的根拠もない。

4 2019年に妻の児童虐待とDVで相談した際にも、女性警察官の生活安全相談係、担当者に対応いただいたので、過去の経緯もご存知という状況です。その上で、今回、妻のDV及び児童虐待で、警察を呼んだ後、妻は、子供達を連れて、妻の実家に行きまして、今日現在、家に戻ってきません。

田園調布警察署に訪問して、女性警察官の生活安全相談係、担当者に、なぜ子供達が児童虐待をした妻の側に預けられているのか？と聞いたところ、子供達にお父さんとお母さんのどちらと一緒にいたいかを聞いたらお母さんと言ったので、妻側に預けていると回答をされました。

子供達に1度ならず、2度警察署に通報する「児童虐待」をした加害者の妻が、児童虐待の被害者の子供達と一緒にいるのでしょうか？私は、「児童虐待」をしていない父親が子供達を預かるほうが正しい判断だと思っておりますが、この件についての警察の判断の根拠などを回答ください。

警察の回答

こどもたちの意思として、母親といたいということで、警察として判断した。

このような警察への質問と回答がありました。

最後の質問のように、こどもたちをどちらに預けるかについて、私にはなにかを聞かれることもなく、事件の当日に母親側に預けるということを警察が決めて、そのことで、私は今現在もこどもたちと会えておりません。

女性警察官の生活安全相談係、担当者は、妻側の言い分に肩を持ち、片付けないなどという違法でもないことをした私を責めて、暴行や児童虐待をした妻側の擁護をしました。

このような、警察官のDV被害者男性に対する扱いは、私に対してだけではないのです。

YouTubeにあるフジTVとくダネの一部、
急増する妻から夫へのDVの実態

<https://www.youtube.com/watch?v=OH8ddTUAdzs>

YouTubeで、「妻からのDV」で検索すればでてきます。

上記動画、1分40秒あたりから再生してください。

男が同じことを夜中に訪ねて行ってこどもに会わせろと騒いで土足で上がり込もうとしたらたぶん警察官はその場で逮捕して連行して行って、女性の場合はぜんぜんそういうことはなくて「今日はとにかく帰りなさい」ってすぐかえされちゃったと

Aさんが

夜11時半ごろに妻が夜中に訪ねてきたわけですね。

こどもを連れて帰りますってことで土足で上がり込もうとしたわけです。

とっさに抵抗できなかったAさんは、

なにするんだよ

Aさん「やめろ！」

Aさん「やめろ！」

妻「ここはまだわたしの家だよ まだ」

Aさん「やめろ！」

腕を強い力でつかまれ赤くなり、踏まれた足は全治1週間の足のけがの診断
ところが

交番の人がきて「奥さんの方は、けがはないですか」と聞くわけです。

いやいろいろ踏まれたりなんだりつかまれたりして赤くなっているのはこっち
なんだけど」って話なんだけど「けがはないですね。奥さんは大丈夫ですね。」っ
てなってしまう

事情聴取を受けたのはAさん、事情聴取を受けている間に妻はそうそうに帰宅
を許されたという

いわゆるDV法においても配偶者の暴力は、被害者の多くの場合は女性と記述
男性が行政などのサポートを十分に受けるのは難しいとAさんは指摘する。

いま夫婦間のDV問題に詳しい専門家がもっとも危惧するのが、

NPO法人 女性・人権支援センター ステップ

専門家「こどもに虐待をしてしまうんですね。そのストレスとして女性の場合
はほとんどはこどもにも行きますね」

妻が加害者のDVでは配偶者だけではなく子供にも暴力を振るわれる傾向にあ
るといふ。

その瞬間を目の当たりにした30代Bさん

Bさん「土下座してお願いしました。頼むから娘にだけには手を出さないでく
れ。」

妻からDVを受けていた夫が目にしたものそれは

妻「うるさいって言よろう 泣きやみいよ！」

Bさん「(妻の名前) っ て ちょっと冷静になって待ってって」

まだ幼い愛娘に妻が娘に暴力する瞬間だった

Bさん「一回殴ってしまうとたがが外れたように繰り返し繰り返し暴力を振る
うようになってきたんですね」

妻とは同級生同士、しかし同居してまもなく妻からの言葉による暴力、いわゆるモラルハラスメントがはじまったという。

そして、娘を出産するとさらに悪化、突然妻が「ミルクのやり方が気に入らない」とBさんに激怒

これがDVのはじまりだったという。

Bさん「両手でバシバシバシバシ「あんたがねえなんとかかんとか」って言いながら20、30回ですね（たたかれる）」

眼鏡が壊れることもあった。

そして、暴力の矛先がたったひとりの娘へ向かってしまった

これは些細なケンカをきっかけにBさんが妻から暴力を受ける様子を撮影していた動画

Bさん「(妻の名前)」

妻「ごめんやないんか」

Bさん「ごめんって」

妻「「すみませんでした」やないんか！」

Bさん「すみませんでした」

妻「あれは不幸な出来事やろ 他人事か！」

Bさん「違う」

妻「お前がしたんだ！」

Bさん「(妻の名前)」

妻「(娘に対して) うるさいって言よろうあんたが」

妻「泣きやみいよ」

Bさん「(妻の名前) って」

妻「自分も大きい声だしよったやろ 今度逆かよ私が大きい声をだして」

夫「大きい声出しよるけどそこまで出してないやろ ずっとこのペースやろ？」

話を聞いてくれない妻

取り付く島もない

夫「怒りじゃないですよ、それを見た（こどもを）瞬間、悲しみというか複雑な思いでした。土下座してお願いしましたもんね、「頼むから娘にだけは手を出さないでくれ」って」

Bさんが目にしたのは妻の手で床に投げ飛ばされた幼い娘の姿だった
そして、
妻「うるさいもう、連れて行け向こうに、いらんそんなもの、いらんって言よろうがいらんのよ」
夫「(娘は) いらんちゅう意味ね それ親権もいらんちゅうこと？」
妻「いらんって言よろうが さっきから一筆書くって言いよるやろ」
幼い娘をいらないと発言
娘を連れて家出した妻
Bさんに無断で地元に住民票を移したかと思うと妻から届いたのはBさんからの暴力が原因だと離婚を求める調停書だった
暴力が本当にあればの話ですけど、ないのにこんなこと言われる筋合いはないなと思って
事実はまったく逆だとして、Bさんは調停を申し立てた。

以上文字起こし終了。

このような実態があります。似たような事例が多数あると推測されます。
以上で、私の事例、メディアで取り上げられた事例の紹介になります。

警察の問題点

私の例でも、暴行被害を受けた私よりも加害者側の妻がなぜ、私の事情聴取よりも先に帰されているのか。

私の事情聴取の最後に、私の怪我の部分の写真撮影をしました。

一般的には、被害者の怪我の状況を確認して、この怪我はあなたがしたこと間違いなのか、などと加害者側に事情聴取するのが当たり前なのではないかと想像する。

被害者の怪我を確認する前に、加害者側が帰されてしまうことは、警察の対応として正しいことだとは思えない。

私の例であると女性警察官が、被害者側が離婚の意思はないと繰り返し言っているのに「離婚しろ」などと警察の権限のない発言したり、私の被害の程度が、ほかの人と比較すれば軽いからなのかわからないが、この程度で警察を呼ぶなどと被害者を被害者と扱わないなど、現場の警察官は、DVは女性側が被害者だとか男がDV被害を訴えるのを軽く扱うというような認識を持っていることが問題としてある。私は、児童虐待(面前DV)をしていることを重視して警察に通報しているのだが、こどもが身体的な被害がないので、警察官もことの重大性を認識していないと思われる。

また、とくダネの中での事例でもAさんが、怪我をしていて、警察を呼んだのに、Aさんの事情聴取終了前に奥さんは先に帰されるのか。これも同様におかしい対応です。

DV問題という家庭内での問題だから、怪我をしていても傷害罪や暴行罪などで扱わず、ただの夫婦ゲンカという扱いをしている。

これが、第三者間の傷害罪や暴行罪なら、加害者が先に帰されるなどということはあるはずがない。私の場合でも、妻が帰されたあとに、私の被害の写真撮影をしている。

私の被害の写真撮影をしてから、この傷は、あなたがしたこと間違いなのか、などと加害者へ事情聴取をするものではないだろうか。警察の対応としてこういった対応は改めて貰う必要があると思います。

また、同じDV案件であっても、男女の被害者加害者関係が逆ならば、たぶん、男性の加害者側が先に帰されることはないだろうと思います。

児童虐待をする親の事例では、

- 1 両親ともに子供を児童虐待する事例
- 2 両親のうち的一方が、児童虐待をして、もう一方は、児童虐待をやめさせたいので、警察へ通報したりする
- 3 両親のうち的一方が、児童虐待をして、もう一方も加害者の暴力などの被害を受け、支配されて通報などすらできない。

このような事例が想定される。

私の場合は、2番の妻の児童虐待をやめさせたいので、昨年も今年も警察へ通報をした。

にも関わらず、児童虐待をした側の妻にこどもを預けそのことで、私はこども達と会えない状況になり、いまも子供達が児童虐待（精神的な）を受けている可能性がある。

実際に、警察通報後、妻の父親と話すことができたが、妻が子供達を大声で怒鳴ったので、叱ったと話を聞いた。つまり、警察が妻に預けた判断後も、実家のほうで、大声で怒鳴るという精神的な児童虐待を継続していることが判明しています。

にも関わらず、警察は、妻に子供達を預けた判断を変更はしてくれない。児童虐待防止法の存在意義から考えれば、親のどちらかが子供達を預かる状態になるなら、こどもたちに対して児童虐待行為をしていないほうに預けるべきだと思うがそのような判断を警察はしていない。児童相談所もこども家庭支援センターも同様にこどもを妻側に預ける判断を変更はしてくれない。

警察についての問題としては、

- 1 DV被害者は、女性であるという先入観から、被害を訴える男性を被害者と扱わないような事例がある。これは氷山の一角だろうと私は想像している。

警視庁の発表データで約20%が男性被害者だと発表しているのですから、各警察署へDV被害者が女性だという先入観はやめて、男性DV被害者に対して正当な扱いをするように指導してください。

https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/about_mpd/jokyo_tokei/kakushu/dv.html#cms3bunseki

現在の認知件数での比率で約20%が男性被害者だが、男性被害者は、男らしくないと思われるのではないかとか、会社などに知られたくないなどで、被害を訴えられない人もいて、潜在的にはもっと比率は多いと思われる。

- 2 児童虐待事案があったときに、こどもを父親側か母親側かどちらに預けるかについて、児童虐待の加害者が両親のうちのどちらの程度が大きいのかなどをきちんと調べた上で、預けるようにすることを求めます。
- 3 精神的な児童虐待に対して、なにか対応できないのかと警察署に問い合わせたが、現状の児童虐待防止法では、警察はなにもできないという回答だった。

このような問題点を注意喚起したいと思い、陳情を出させていただきました。警察に対応する委員会の委員のみなさま、審議をよろしくお願ひします。

次に、児童虐待防止法の不備や児童相談所、こども家庭支援センターなどの対応の件です。

- 1 人的資源が、児童虐待相談件数に対して足りていない。23区については、多くの区が独自で児童相談所の設置に動いている。しかしながら、設置までには児童相談所職員の育成に時間がかかることが予想される。児童相談所の人的資源不足を補う形で、カウンセリングや児童虐待、DVなどの更生プログラムを行っている民間団体などと協力することで、特にあまりカバーできていない精神的な児童虐待事案についてのケアをしていただきたい。

私の例で言えば、私は、妻に児童虐待をやめさせたい。そのために、2度警察に通報した。日々の小さな児童虐待でも、児童相談所などが状況を定期的に確認してくれるなどがあれば、このようなことがあったと告知して、それを児童相談所が、妻に確認して、指導してくれるなど第三者の立場で入っていただければいい。

夫婦間での力関係は、モラハラをする妻に私は、発言をするのも躊躇せざる

を得ない状況であり、今回の暴力などある程度のこと起きない限り、警察に通報や児童相談所に相談もできない。昨年、警察に通報したあとに、警察は3ヶ月程度、毎月1度経過の確認の電話をしてくれた。しかしながら、児童相談所からは、そういった状況確認の連絡はなかった。結果的に、再度の児童虐待事案で通報することになった。もしも、児童相談所がもっと積極的に、数ヶ月ごとの状況確認などの連絡と半年、1年ごとなどで、夫婦を呼び出して最近の状況確認と必要なら指導をするなどがあれば、今回のようなことも防げたかもしれない。ただ、現状の児童相談所の人員を考えれば、相談事案のすべてにそのような手厚いサポートをすることは現実的でないことはわかっている。

そのため、事が大きくなる前に、民間のカウンセラーや更生プログラムなどで相談ができる制度を導入していただければ、小さい事案を相談して、指導していただくことで、結果的に児童相談所への相談まで至らずに済むことになり、児童相談所の負荷が減ることになる。そのようなことができるような、児童虐待防止法の再度の改正を強く望みます。

現在のような、身体的な虐待事案が発覚するまでは、介入ができないような法律ではなく、児童虐待の発生を小さい事案を確認した段階から、介入できるようにして、結果的に子供が大きな怪我をするというような事案をなくすという社会の仕組みにすべきと思います。

- 2 児童虐待事案があったときに、こどもを父親側か母親側かどちらに預けるかについて、児童虐待の加害者が両親のうちのどちらの程度が大きいのかなどをきちんと調べた上で、預けるようにすることを求めます。

私の事例などのように、こどもにお父さんとお母さんとどちらと一緒にいたいかなどと聞けば、一般的にお母さんと一緒にいたいとこどもがいうことは普通だろう。しかしながら、児童虐待をしている側にこどもと一緒にいたいと言ったからと預けることが、児童虐待を防ぐことになっているとは思えません。実際に、こどもたちを連れて行ったあとに大声でこどもたちを怒鳴ることが起きていることを確認もできているわけです。精神的な児童虐待が継続しています。

また、夫婦どちらかにこどもが連れて行かれて会わせないというような事案があったときに、現在のように介入を一切せず、弁護士に入ってもらってくださいというような判断しかできない状況を児童虐待防止法改正で対応できるようにしてください。

このような問題点を注意喚起、児童虐待防止法の改正を働きかけたいと思い、陳情を出させていただきました。

児童相談所に対応する委員会の委員のみなさま、審議をよろしく申し上げます。

【陳情事項】

- 1 児童相談所は、精神的な児童虐待についても身体的な児童虐待と同様に対応いただくようにしてください。また、児童虐待防止法の改正の提案としては、身体的、精神的のどちらについても児童虐待をしたものに対しては、定期的に、民間のカウンセラーや更生プログラムなどに一定期間、参加することを義務付けるなど児童相談所の仕事の一部を民間に任せる形を検討ください。民間に任せることで、児童相談所の負担を減らしながら、児童虐待の再犯率を下げる実効性のある法改正につなげてください。こどもに身体的な児童虐待がない、精神的な児童虐待について、警察が介入できない現在の児童虐待防止法の問題を介入できるように改正してください。これらのことを国と東京都へ意見書として送付ください。
- 2 目黒区では、2018年に児童虐待の大変残念な事件が発生してしまいました。そのような経験のある目黒区で、私の提案している定期的な民間のカウンセラーや更生プログラムに、一定期間参加させるなどのテストケースの導入などをしていただき、その結果などを国や都に報告して、制度化へのきっかけを作っていただきたい。児童虐待が、身体的な危険性がでてくる前の段階で、もう少しなんらかの対応をすれば大きな事件になることを防げる可能性が高くなります。DVや児童虐待は、徐々にエスカレートしていきますので、小さいうちに、カンセリングなどによって、悪化させない努力をしてほしいです。